

賢い権利取得のための制度紹介と三極の取り組み

特許第1委員会
第2小委員会*

抄録 国の「知的財産推進計画2004」のもと、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査を実現する」ための様々な施策（法改正、運用基準改正等）が行われている。さらには、三極特許庁での取り組みもなされている。ユーザーとしては、これらの施策を知っておくのが望ましい。本稿は、早く・安く権利取得するための制度の紹介および出願人のメリット・注意点、さらに三極の取り組みについて紹介する。

目次

1. はじめに
2. 特許を早く取得する手段
 - 2.1 早期審査
 - 2.2 優先審査
 - 2.3 関連出願連携審査
3. 特許を安く取得する手段
 - 3.1 大学等との共願による料金減免
 - 3.2 特定登録調査機関制度
 - 3.3 国際調査手数料の返還制度
 - 3.4 審査請求料の返還制度
4. 日米欧三極特許庁間の審査協力
 - 4.1 審査協力の趣旨
 - 4.2 審査協力の内容
 - 4.3 審査協力によせる期待
5. おわりに

1. はじめに

国は、「知的財産立国」実現に向けて、矢継ぎ早に制度改革を行っている。知的財産基本法のもと、国の知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2004」では、400項目もの施策を挙げて、具体的な取り組みを示唆している。

そのうち、特許に関しては、「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査を実現する」として、1) 出願・審査請求に関する取組（特許法の改

正等）、2) 特許庁の人的体制の充実（任期付審査官等）、3) 審査効率の向上（従来技術調査の効率化）等の様々な改革が実行されている。また、特許審査の迅速化は、日本のみならず、米国・欧州でも課題となっており、「世界特許システムの構築に向けた取り組みを強化する」として、日米欧の三極特許庁による国際的な審査情報ネットワークを構築することが課題として挙げられている。

我々ユーザーとしても、審査の質を確保しつつ、早く・安く特許を取得するためにいかなる手段を取り得るかは重要な関心事である。但し、上記の改革が、法改正、運用基準改定等の多岐にわたっており、それらを有効活用するためには、事前に整理しておく必要がある。また、三極の取り組みは、外国特許の取得にも影響するため、その概要を知っておくことは意義がある。そこで本稿は、賢い権利取得として、早く・安く特許を取得する手段をまとめ、制度の紹介・メリットを解説して、ユーザーの便宜を図ろうとするものである。

本稿は、2004年度特許第1委員会第2小委員

* 2004年度 The Second Subcommittee, The First Patent Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

会のメンバーである、安達潤一（川崎重工業）、宇田茂晴（リコー）、鎌塚忠則（キヤノン）、武仲宏典（神戸製鋼所）、東條行雄（シャープ）、野木新治（東芝ライテック）、東山恵三（三菱電線工業）、米田隆実（三共）、玉田一志（東レ：副委員長）、永井隆（三菱瓦斯化学：小委員長）によりまとめたものである。

2. 特許を早く取得する手段

2.1 早期審査¹⁾

(1) 制度趣旨

早期審査制度は、申出のあった案件のうち所定の条件を満たすとして選定された案件について、通常よりも早期に審査を開始し、遅滞なく処分するように審査手続を進めるものである。なお、拒絶査定不服審判においても同様の早期審理制度がある。これらの制度を利用することにより、早期に権利を取得することが期待できる。また、本制度は出願人のみが利用できる。

そして、更なる利便性の向上を目的として、その運用の見直し及び明確化が行われるとともに、早期審査・審理ガイドラインが改訂された。なお、ガイドライン改訂に伴う新規運用は、改訂ガイドラインの公開（平成16年7月1日）とともに開始されている。

(2) 制度（手続）の内容

1) 早期審査の対象となる出願

以下①に加えて②～⑤のいずれか一つの条件を満たしていること。

① 出願審査の請求がなされていること。

② 実施関連出願

出願人自身又は出願人から実施許諾を受けた者が、その発明を実施している特許出願であるもの。ガイドライン改訂により、「実施関連出願」の定義が明確化され、例えば医薬分野において、治験届を2年以内に提出する予定のもの

も実施関連出願に該当すると解される等、従来、誤解を招きやすかった点が解消された。

③ 外国関連出願

出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願している特許出願、又は、国際出願している特許出願であるもの。ガイドライン改訂により、国際段階であっても対応する国内出願が早期審査の対象となった。また、外国特許庁から出願番号等を受けていない出願であっても、早期審査に関する事情説明書に、出願した国（機関）及び日付を記載し、外国出願の願書の写し等を添付することにより、「外国関連出願」として扱われるようになった。

④ 大学等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の大学・短期大学、所定の公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた所定の技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）であるもの。

⑤ 中小企業等による出願

出願人の全部又は一部が、所定の中小企業又は個人であるもの。ガイドライン改訂により、「中小企業」の範囲が、中小企業基本法に定める中小企業から、特許庁で実施している「特許出願に関する先行技術調査の支援制度」の対象となる中小企業の範囲に拡大された。

2) 早期審査の申出手続

申出手続は、出願人が、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を、必要な先行技術の写しを添付のうえ提出することにより行う。なお、手数料は不要である。

3) 「早期審査に関する事情説明書」の主な記載事項

- ・ 上記②から⑤のいずれかに該当する旨
- ・ 先行技術の開示及び対比説明

4) 審査手続等

① 審査長は、早期審査の対象に付すか否かについて、選定手続を行う。対象となった案件については、特別の事情がある場合を除き速や

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

かに審査が開始され、遅滞なく処分が終了するよう審査手続が進められる。一方、対象とならなかった場合には、その旨が理由とともに葉書により出願人に連絡される。

②「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧の対象となる。

5) 早期審理

早期審理の手続は、上記早期審査のものと概ね同様であるが、既に早期審査の対象となっている場合でも、新たに申出手続が必要である点に留意されたい。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 明細書において既に、十分な先行技術・関連技術の調査結果が適切に開示され、十分な対比説明がなされている場合は、明細書中の該当箇所を明記するだけで事情説明書の記載要件が満たされることとなり、また、日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告により、先行技術の開示及び対比説明を省略できるようになるなど、申出手続きが簡素化された。

2) 早期審査の対象となる中小企業の範囲が拡大されたので、新たに対象になった企業においては制度の活用機会が増えたことに注意されたい。

3) 事情説明書に記載する先行技術の開示及び対比説明は閲覧の対象となるとともに、出願人の認識を示すものであることから、禁反言の可能性も考慮してその記載には留意されたい。この点からも、事情説明書の作成の際、明細書の記載や日本語の国際出願における国際調査見解書等を活用できる点を心に留めたい。

2. 2 優先審査²⁾

(1) 制度趣旨

優先審査制度は、出願公開があった場合で、

その発明を第三者が業として実施しているとき、所定の要件を満たせば、他の出願の審査の順序にかかわらず、優先して出願を審査させることができる制度である（特許法第48条の6）。本制度は出願人以外の第三者も利用できる。

(2) 制度（手続）の内容

優先審査を受けるためには、次の要件を満たしている必要がある。

- 1) 出願審査の請求がなされていること。
- 2) 特許出願が出願公開されていること。
- 3) 第三者が出願公開後、特許査定前に特許出願に係る発明を業として実施していること。なお、実施の有無は、例えば、以下の資料で判断される。

① 優先審査に関する事情説明書に添付された第三者の実施に係る物又は方法を記載した説明書及び必要な図面。

② 警告状の写し。

③ 商品・カタログ・見本・写真などの物件。

4) 優先審査の必要があること。

第三者（実施者）が出願人と取引関係・人的関係・資本的関係を有するとき等には、この要件を満足する。なお、優先審査をする必要がない場合は、例えば、実施の許諾等により実施されている場合等である。

(3) 出願人等のメリット、注意点

1) 第三者の実施によって出願人が予想外の影響を受け、補償金ではカバーできない場合に、速やかに審査を受けることができる。

2) 発明を実施している第三者側については、出願人から特許法第65条の規定による警告を受けた場合、当該発明が特許要件を欠いているときには、早く拒絶査定をしてもらうことができる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2.3 関連出願連携審査³⁾

(1) 制度趣旨

関連出願連携審査制度は、平成12年度に策定された「これからの特許審査のあり方」に基づき、「相互に関連する出願については、出願人のニーズを踏まえつつ、関連出願群として一括して審査し、安定した権利の設定を行う」目的で、特許庁審査部が開始した制度である。

(2) 制度（手続）の内容

1) 募集

関連出願連携審査は、毎年9月頃から参加募集が開始され、年内に、特許庁から出願人への対象出願候補リストの送付と、出願人から特許庁に対するまとめ回答を行い、次年4月から審査が開始される。従来から本制度に参加している出願人には、特許庁調整課審査企画室からメール等で参加確認の事前問い合わせがあるが、他の出願人には、特許庁ホームページで案内が周知される。

本制度に参加可能な出願人は特に制限されていないが、総出願件数の多い企業や、特定技術分野への出願が多い企業などの利用を想定した制度と考えられる。

2) 審査対象の特定

出願人は、特許庁から提供されたサンプルリストを参考にして、出願番号、公開番号、IPC、代理人、発明者などの情報に基づいて、i) まとめ希望の有無、ii) コア出願か否か、iii) 技術説明、面接審査、出張面接の希望の有無、iv) その他備考、v) 出願人側担当者氏名、を提出用リストの該当欄に追記し、その提出用リストを特許庁調整課に電子メールまたはFD等により返送する。

ここで、「技術説明」とは、特許要件等の主張を伴わない技術的な説明を行う面談であるのに対して、「面接審査」は、特許出願の審査に

関する面談である。従って、特許出願に係る発明の新規性、進歩性等の特許要件について審査官と議論したい場合、出願人は、技術説明ではなく、面接審査を希望しなければならない。

出願人は、技術説明と面接審査のうち、出願人のニーズに合致した方法を選択する。

3) 審査の進め方

出願人が選定した関連出願群は、原則、まとめ審査の対象となるが、それらを分割して審査した方が効率的な場合、分けて審査される。コア出願は、審査官と出願人間で協議を実施する等、よりきめ細かい審査を受けることができる。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 一群の複数関連出願を早期に権利化した場合、高度な技術内容に係る出願を効率的に権利化したい場合、本制度を活用すると、審査官の発明把握を助け、拒絶理由とその応答を繰返すことによる審査官と出願人双方の負担を軽減し、ひいては、早期権利化につながるというメリットがある。

2) 多数の出願について本制度の適用を希望すると、同時期に複数の拒絶理由通知が発送される可能性があり、一時的に出願人側の負担が増大してしまうというデメリットがあることに注意すべきである。

3. 特許を安く取得する手段

3.1 大学等との共願による料金減免⁴⁾

(1) 制度趣旨

特許法では、資力に乏しい法人等に対して、特許料等についての減免規定が設けられており（特許法第109条及び195条）、その減免対象となる者（以下、「減免対象者」という）については、産業技術力強化法、TLO法等の各種法令において規定されている⁵⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

本制度の適用については、平成15年以前は、実質的に減免対象者の単独出願の場合に限られ、共願に関しては国及び政令で指定される独立行政法人との共有の場合にしか適用は認められていなかった。すなわち、減免対象者が、減免対象外である一般の企業（以下「一般企業」という）と行った共願は、本制度の適用対象外とされていた。しかしながら、近年、大学やTLOと一般企業による共同研究が推進されており、共願や権利共有に係る減免措置の導入への要請が顕在化してきた。この流れを受け、平成15年改正において減免措置の見直しが図られ、減免対象者と一般企業との共願に対しても本制度が適用されることとなった。

(2) 制度（手続）の内容

減免対象者が共有者に含まれる場合、各共有者ごとに単独出願の場合の特許料ないし審査請求手数料の納付額（減免対象者は減免後の納付額）に持分の割合を乗じ、その結果得られた各共有者ごとの負担額を合算した額を納付額とする（特許法第107条第3項及び特許法第195条第6項）。すなわち、減免対象者と一般企業との共願についても、減免対象者の持分に関しては減免措置が受けられる。実用新案に関する手数料についても同様の改正が、実用新案法第31条及び第54条においてなされている。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 本制度を利用することにより、共願に関するトータルコストを削減できるというメリットが得られる。また、資力に乏しい法人や研究開発型中小企業も適用対象とされているため、そのような企業にとっては、単独出願の場合のみならず他企業との共願の場合にもこの制度を積極的に利用することで、費用の削減につながる。

2) 一般企業側から見た場合、本制度が適用

されるのは減免対象者の持分に対してのみであり、当事者間で特段の取り決めが無い限り一般企業の持分には本制度の効果は及ばないので注意が必要である。この点に関しては、共同研究契約や共同出願契約等において、減免対象者と一般企業とが互いの立場を尊重しつつ、双方が本制度のメリットを享受できるように条件を定めることが望まれる。

3. 2 特定登録調査機関制度（特定登録調査機関利用による審査請求料減額制度）⁶⁾

(1) 制度趣旨

従来、特許庁では、特許出願の審査の際に行われる先行技術調査を、特許庁長官が指定する指定調査機関に外注していたが、この指定調査機関は公益法人に限定され、実際には(財)工業所有権協力センターのみであった。調査業務の外注拡大による審査迅速化のため、平成16年改正により、これを見直し、一定の要件を満たし特許庁長官の登録を受ければ、登録調査機関（特許庁からの委託により特許審査のための先行技術調査を実施する機関）として営利法人等であっても調査業務が行えることになった。さらに、登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた特定登録調査機関が交付する調査報告を提示してなされた特許出願の出願審査請求料を減額する制度も導入されることになった（施行日：平成17年4月1日）。

この特定登録調査機関制度は、登録調査機関の先行技術調査能力を活用して、特許出願人等が審査請求をするか否かの判断を支援することを目的とするものである。

(2) 制度（手続）の内容

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた「特定登録調査機関」が作成・交付した調査報告を提示して審査請求を行ったときは、審査請求料が減額される。審査請求料の減額は、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

出願日にかかわらず、基本部分で33,700円、請求毎で800円である（国際出願および昭和62年12月31日までの出願とみなされる分割出願を除く）。例えば、請求項数が1項の出願の場合では34,500円の減額、請求項数が5項の出願では37,700円の減額、請求項数が10項の出願で41,700円の減額となり、平均的には1件当たり35,000～40,000円の減額になると予想される。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 単に特定登録調査機関を利用するのではなく、特定登録調査機関での調査結果に基づいて、審査請求を行うか否かの判断をより適切に行い、不要な審査請求料の支出を事前に抑えることによって、コスト削減が可能である。

また、特定登録調査機関の調査能力が充分高く、特許庁が利用する程度の調査結果が事前に把握できるのであれば、引用例が先に分かることになり、特定登録調査機関による調査結果を参考に補正を行うことが考えられる。これにより、実質上、特許庁からのアクションに対する対応を1回分省いて、その分の費用削減が可能なケースも予想される。

2) 特定登録調査機関の登録は、登録調査機関の申請により行われる。施行日時点で、申請を行った登録調査機関はなく、したがって特定登録調査機関は登録されていない。

3.3 国際調査手数料の返還制度（国際調査と国内審査の同時着手）⁷⁾

(1) 制度趣旨

本制度は、国際調査報告の作成時に、関連する国内出願（以下、先の出願という。国際出願よりも先に出願されていれば、同日の出願であってもよい。）の審査結果又は優先権の基礎となる国際出願の調査結果（日本国特許庁が作成したもの）の相当部分を利用できる場合に、当該国際調査手数料の一部が出願人の請求により

返還される制度である（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第50条）。国際出願の調査と国内出願の審査を同時着手することにより、特許庁における効率的な調査及び審査を図るものである。

(2) 制度（手続）の内容

この制度を利用できる典型的なケースは、図1、図2の通りである。

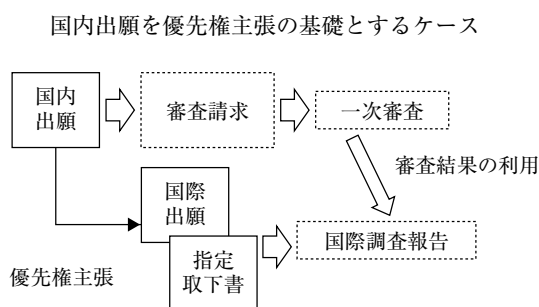


図1 国際調査手数料の返還制度 (1)

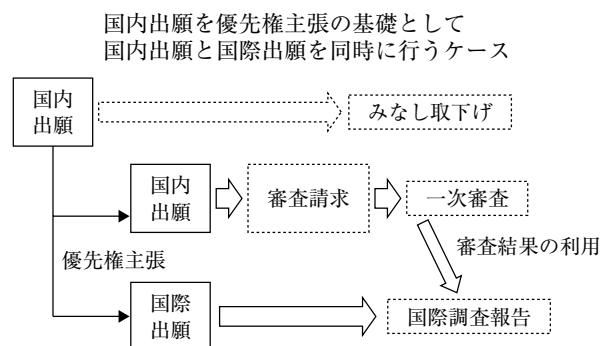


図2 国際調査手数料の返還制度 (2)

この制度の手続は以下の通りである。

1) 国際出願時に、国際出願の願書において先の出願の調査の利用請求を行う。但し、国際出願を優先権主張の基礎とする場合は、この手続は不要である。

2) 先の出願の出願審査請求がなされていない場合は、出願審査請求を早い時期に行う。但し、早期審査の申し出を行う必要はない。

3) 先の調査等の結果の相当部分が利用された場合は、出願人は国際調査手数料の一部返還

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

請求書を提出する。これにより、国際調査手数料97,000円のうち41,000円（国際出願日が2003年以前の場合は29,000円）が返還される。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 国際出願を多く利用する場合、本制度により、コストダウンを図ることができる。

2) 国内の出願については、本制度の利用により、早期審査の申し出を行うことなく、早期に着手されるというメリットもある。

3) 返還請求書を提出しなければ、返還されないことに注意しなければならない。

3. 4 審査請求料の返還制度⁸⁾

(1) 制度趣旨

従来、審査待ち期間に、出願人が権利取得意欲を失って出願放棄・取下げを行ったとしても、既に納付した審査請求料が返還されないため、それらの出願について、放棄等を積極的に行うことがなく、出願審査が行われている状況があり、また、近年、審査待ち件数の増加により審査待ち期間の長期化の傾向もあった。そこで、出願人の費用負担を低減するとともに、真に権利取得を必要とする出願のみを審査することとして全体として迅速・的確な審査の実現を図ろうとしたのが本制度である（平成15年改正）。

(2) 制度（手続）の内容

審査請求後、審査官から最初の通知等が来るまでの間に、出願の取下げ（みなし取下げを含む）又は放棄を行った場合に、請求により審査請求料の一部が返還される。

1) 返還請求が可能となる取下げ等の時期

下記のいずれかの通知が到達する前に取下げ等することが必要である。

① 同一発明かつ同日出願の場合の協議指令（特許法第39条第7項）

② 文献公知発明の記載要件を満たしていない場合の通知（同法第48条の7）

③ 拒絶理由通知（同法第50条）

④ 特許査定（同法第52条第2項）

2) 返還額

納付すべき適正な審査請求料の額の「2分の1」の金額が返還される。

(3) 出願人のメリット、注意点

1) 平成13年10月1日以降の出願では、従来7年であった出願審査請求期間が3年と短縮されたことから、審査請求の判断に十分な時間をとれず、審査請求数が増加してコストアップとなることが予想される。そこで、本制度を利用することにより、いったん審査請求した出願について、その後権利取得の意欲のなくなった場合には、積極的に取下げ等を行うことによりコスト低減を図ることができる。また、平成16年4月1日以降の出願について審査請求料が大幅に増額されたため、本制度を利用することにより、コスト低減の効果が特に大きくなった。

2) 返還請求可能な期間が出願の取下げ等から6ヶ月以内であるため、請求期間の徒過に注意する必要がある。また、取下げの検討は、特許審査着手見通し時期照会により、上記の通知到達前に行うように注意すべきである。

4. 日米欧三極特許庁間の審査協力

4. 1 審査協力の趣旨

前章までで、特許を「早く」または「安く」取得するという観点から日本の関連制度について述べてきたが、三極特許庁間においても審査の迅速化に向けた各種取り組みが進められている。これには、日本から米国・欧州への出願が審査滞貨の一要因となっていること、また米国では、ある分野の審査着手が10年にもなると予想する専門家がいることなども関係している。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

この取り組みの一つに審査プラクティス関連情報の交換等の共同プロジェクトが挙げられる。これは三極特許庁に共通する出願の審査をする場合に、先に調査・審査を行った庁の審査情報をこれから対応出願の審査を行う他の庁において利用することを主眼としており、他庁審査情報の閲覧・取得を可能にする三極特許庁間で相互利用可能な情報システム（各庁が保有する電子包袋への相互アクセスシステム）として、ドシエ・アクセス・システム（Dossier Access System；以下、ドシエと略記）の運用が既に開始されている⁹⁾。

4. 2 審査協力の内容

(1) 日本版ドシエ

日本国特許庁（JPO）内ドシエは、特許電子図書館（IPDL）をベースに構築された高度産業財産ネットワーク（Advanced Industrial Property Network, 以下、AIPN）がそれに相当し、主にアジア地域の知的財産権庁に対してJPOの特許審査関連情報を提供するものである。平成16年10月12日からこのAIPNの運用が開始されたことにより、海外の特許庁¹⁰⁾においては、包袋書類（出願人が特許庁に提出した明細書等の書類および拒絶理由通知書等の特許出願の審査に係る書類等）を、機械翻訳により英訳された形で利用することが可能になった¹¹⁾。

現状、JPOドシエは、審査官を含む庁内関係者間の利用に限定されている。

(2) 欧米版ドシエ

EPO, USPTO版ドシエは、それぞれepoline Online-File-Inspection, Public-PAIRと呼ばれるもので、何れも、公衆もインターネットを通じて引用文献の番号等の情報、拒絶理由通知書等の審査書類を無料で閲覧することができる。

将来的には、三極特許庁間のバランスを考慮するとJPOドシエも何れは一般開放され、

IPDLを通じて他庁の経過書類を入手できる日はそう遠くないものと思われる。

なお、図3にドシエのイメージ図（現状、Webブラウザ方式）を示す。

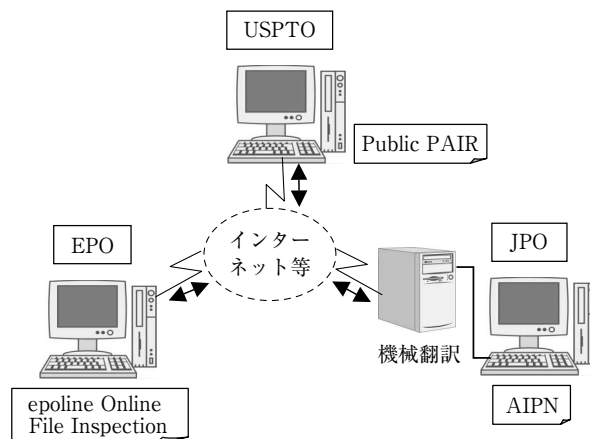


図3 ドシエ・アクセス・システムのイメージ図

4. 3 審査協力によせる期待

ドシエの導入により、対応出願の審査の迅速化が図られることになり、三極特許庁およびグローバルな権利化網の早期構築を目指す出願人の両サイドにとって前者は審査負荷の低減、後者は早期権利化が実現可能となる点でメリットが大きい。加えて、今後、出願人にとって次の制度改正等の早期実現が期待されるところである。

(1) 情報開示義務制度（IDS）

出願人側から見れば、まず、ドシエの稼働に伴い、米国出願にかかるIDS制度の簡略化等による出願人の負担軽減が待たれるところである。現状、米国以外の対応出願の審査引例をUSPTOに提示することが求められているが、審査官にドシエによる他国の審査引例の参照を義務付けることで同引例のIDSを不要とすることができればメリットが大きい。実現化のためには、米国のCFR等の改正が必要となる等の解決すべき課題は多く、出願人側の視点に立った三極特許庁間の取り組みが期待される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 機械翻訳

EPO, USPTOの審査官は、AIPNによってJPO内の日本出願経過書類を機械翻訳された状態で閲覧することができる。また、三極特許庁では出願経過書類のうち何をインポート¹²⁾することができ、何をインポートすべきでないのかのルール作りを検討している。今後、EPO, USPTOの実体審査の活用に耐え得る精度にまで改良されることが期待される。

(3) 優先権証明書の交換

これまで出願人は各庁に優先権証明書等の優先権書類の写しを提出しなけりななかつたが、その後、JPO-EPO間では優先権データを自動送信する体制となり、残るはUSPTOのみであった。今回、USPTOも優先権書類をドシエを用いて交換する方針を表明したことで¹³⁾、三極特許庁間については優先権書類の送付手続が不要となることが期待される。

5. おわりに

以上、特許を「早く」また「安く」取得するための方策や各方面の動きについて概観した。もちろん、これらは現時点での動きや取り得る方策の中から効果的と思われる項目をピックアップしたものであり、この他にも様々な動きがある。特に、「安く」権利を取得することに関する出願人の要望は強く、当協会において三極間の取り組みと同期させる形で検討を始めているところである。また、特許庁においても「早く」審査を行うための仕組みとして、前記したドシエが庁内で稼働・運用中であり、また「早く」権利を取得するための制度として審査ハイウェイ制度の創設が構想されている¹³⁾。特にこの審査ハイウェイ制度は、三極間の合意が得られれば、そう遠くない将来に具体化されてゆくものと考えられる。ユーザーとしては、これらの動きを注視してゆくのはもちろんであるが、

当委員会としても、より使いやすい制度となるよう、これらの動きに対して事前にコミットするとともに、協会会員へのタイムリーな情報発信に努めてゆきたいと考えている。

注 記

- 1) 「早期審査・審理ガイドライン」(2004) 特許庁HP：特許庁の取り組み
- 2) 「新審査官必携」(2001) 特許庁HP：資料室
- 3) 「平成17年度関連出願連携審査について」(2004) 特許庁HP：特許庁の取り組み
- 4) 「平成15年法律改正（平成15年法律第47号）解説書 第3章 共有に係る特許権等の減免措置の見直し」(2004) 特許庁HP：資料室
- 5) 「特許料等の減免措置一覧」(2004) 特許庁HP：出願から審査、審判、登録まで
- 6) 「平成16年法改正に伴う実用新案及び特許関係料金制度の改正について（平成17年4月1日施行分）」(2004) 特許庁HP：出願から審査、審判、登録まで
- 7) 「国際調査手数料の一部返還について」(2004) 特許庁HP：出願から審査、審判、登録まで
- 8) 「平成15年法改正に伴う特許関係料金制度の改正点について」(2004) 特許庁HP：出願から審査、審判、登録まで
- 9) 「座談会 国際的な産業財産権制度の活用と日本国特許庁（JPO）の果たす役割－国際的な早期権利取得に向けて－」特許ニュース、2004年4月16日
- 10) AIPNを利用可能な外国政府等の機関（平成17年8月1日現在）：ベトナム、インドネシア、マレーシア、韓国、中国、台湾、英国、オーストラリア、ドイツ、フィリピン、タイ、カナダ、フィンランド、デンマーク、スペイン、ロシア、スウェーデン、米国、欧州の各国・地域特許庁
- 11) 岡田吉美「サーチ・審査結果の相互利用について」特許懇、No.231, p.50~59 (2004)
- 12) ドシエ・アクセス・システムを利用して取得した他庁の書類・情報を自庁の出願の包袋書類の一部に含めること。
- 13) 「三極特許庁専門家会合 結果概要（平成16年5月18日~20日 米国 アーリントン）」(2004) 特許庁HP：特許庁の取り組み

(原稿受領日 2005年4月27日)